

短期入所生活介護重要事項説明書

(2026年1月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

管理者 伊藤 貴俊
担当者 水野 智美
連絡先 049-232-5155 (午前9時～午後6時)

2 川越キングス・ガーデンの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称 川越キングス・ガーデン
所在地 〒350-0806 埼玉県川越市大字天沼新田字水窪 247 番地 2
介護保険指定番号 埼玉県 1170400228 号

(2) 施設の職員体制

(3)

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉施設長資格	1名		1名
医師	医師免許		1名	1名
生活相談員	介護福祉士	1名		1名
栄養士	管理栄養士	1名以上		1名以上
機能訓練指導員	看護師	1名以上		1名以上
看護・介護職員	看護師・介護福祉士他	9名以上		9名以上

施設の設備の概要

- ・定員：20名
- ・居室：2人部屋 10室
- ・静養室：4室4床
- ・医務室：1室
- ・談話室：1室
- ・食堂：1室
- ・機能訓練室：1室
- ・相談室：1室
- ・浴室：一般浴槽、介助浴槽、特殊機械浴槽があります。

3 サービス内容

- ①食事・・・高齢者に適したバランスの良い食事を利用者の様態に合わせて提供します。健康状態によって、おかゆ、制限食、流動食等も提供できます。
- ②入浴・・・一般浴槽、介助浴槽、機械を使った特殊浴槽を選択できます。
- ③介護・・・着替え、食事、排泄、入浴、おむつ交換、シーツ交換等、利用者の様態に合わせた介護を提供します。
- ④機能訓練・・・リハビリ機器を使った機能訓練の他、音楽、楽しいゲームなどを取り入れた機能回復及び維持訓練を行います。
- ⑤生活相談・・・専門職や関連機関と連携しながら利用者ならびにご家族の相談に応じます。
- ⑥健康管理・・・毎日の看護師の健康チェックが受けられます。
- ⑦理美容サービス・・・月に2回程度、理美容サービスがあります(1,500円)。
- ⑧レクリエーション・・・月～金曜日毎日リハビリを兼ねたレクリエーションを行っています。行事によっては、別途参加費がかかるものもあります。別紙サービス料金表参照。

4 利用料金

(1) 基本料金 1 単位 (6 級地) 10.33 円

介護保険負担割合証により 1 割または 2 割または 3 割負担

	1 日あたりの 利用料金約	介護保険適用時の 1 日あたりの 自己負担額約	2 割負担の場合	3 割負担の場合
要支援 1	6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
要支援 2	7,571 円	757 円	1,514 円	2,271 円
要介護 1	8,067 円	806 円	1,612 円	2,418 円
要介護 2	8,883 円	888 円	1,776 円	2,664 円
要介護 3	9,741 円	974 円	1,948 円	2,922 円
要介護 4	10,557 円	1,056 円	2,112 円	3,168 円
要介護 5	1,1373 円	1,137 円	2,274 円	3,411 円

◎併設短期生活Ⅱ (従来型多床室)

◎機能訓練指導員加算	12 単位/日
◎看護体制加算 (Ⅲ)	12 単位/日
◎看護体制加算 (Ⅳ)	23 単位/日
◎夜勤職員配置加算 (Ⅰ)	13 単位/日
◎サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日
◎介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 基本単位数+上記の月合計単位数×0.14 を加算/月	
◎口腔連携強化加算	50 単位/月
◎看取り連携体制加算 (希望者のみ)	64 単位
◎送迎加算 (希望者のみ) 片道	184 単位
◎個別機能訓練加算 (希望者のみ)	56 単位
◎緊急短期入所受入加算	90 単位
◎認知症緊急対応加算	200 単位

(2) その他の料金 従来型多床室

	居住費 (滞在費)	食 費
基準費用額	915 円	1,600 円
利用者負担第 1 段階	0 円	300 円
利用者負担第 2 段階	430 円	600 円
利用者負担第 3 段階①	430 円	1000 円
利用者負担第 3 段階②	430 円	1300 円

※ 食事代内訳 〈朝食〉 350 円 〈昼食〉 650 円 〈夕食〉 600 円

※ 特定入所者介護サービス費制度による軽減を受けるには市区町村窓口に申請する必要があります。

※ 救急搬送時に職員が同乗した場合、タクシー代 (実費) を請求させていただきます。

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日、午後 5 時までにご連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日、午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 50%

(4) 利用中の中止

利用途中でも下記の場合に、サービスを中止することがあります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
- ・入所日の健康チェックの結果及び、利用中に体調が悪かった場合。
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

※ 途中で利用を中止した場合、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(5) 支払い方法

短期入所生活介護を利用した月末毎に算定し、毎月 15 日前後に前月分の請求書を発送いたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座引落しをお願いします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話でお申込み下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2 か月前からできます。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員と御相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③事業者は次の事由に該当した場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日間以内に支払われない場合。
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・利用者又はその家族等が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者ご本人、ご家族の気持ちを大切にしながら、ひとりひとりの様態に応じた適切かつご希望に添ったサービスを提供します。
- ・利用者の尊厳を重んじ、高齢者にお仕えする謙虚さと優しさをもって、生活介護サービスを提供します。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会……予約制となっております。感染症予防としてマスク着用、飲食禁止です。感染症発生時は面会中止となりますので、事前に相談下さい。
- ・外出……ご家族の付き添いで可能です。健康面等での心配がある場合もありますので、事前に連絡して下さい。ただし、感染症発生時は中止になる場合があります。
- ・喫煙……職員管理、要相談となります。
- ・設備、器具の利用……利用者用に備え付けてあるものは、無料で利用できます。
- ・金銭、貴重品の持込み……居室に鍵のかかるロッカーはありませんので、原則的には持ち込まないでください。ただし、やむを得ない場合は事務室でお預かりいたします。
- ・所持品の持込み……危険な物(火気を使う物、刃物等)、管理の手間を要する物(植木鉢等)、衛生上問題のある物の持込みはご遠慮下さい。
- ・施設外での受診……送迎等を含めて、ご家族の責任のもとで行って下さい。
- ・ペット……ご遠慮下さい。

(3) その他

- ・第三者評価の実施状況 ※なし

7 虐待防止

虐待防止の発生、又はその再発防止につきましては以下の取り組みを行っていきます。

- ①虐待防止のための委員会を定期的開催し、虐待防止のための指針の整備を行います。
- ②虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し虐待防止のための研修を実施致します。
- ③サービス提供中に虐待を疑わせる状況を確認した場合、市町村に報告する場合があります。

8 業務継続計画

感染症や災害時にサービス提供を継続的に進めるように事業継続計画を策定し、事業継続計画書について職員に対し周知し、定期的な研修や訓練を行います。また定期的に計画書の見直しを行います。

9 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止について、検討する委員会、研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行います。

10 身体拘束等の適正化のための対策

身体拘束等の適正化の対策について、検討する委員会研修、訓練を定期的実施するとともに指針の整備を行います。

11 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ライフサポート損害賠償保険

13 非常災害対策

- ・災害時の対応 災害マニュアルに従った避難と通報および御家庭への連絡
- ・防災設備 耐火建築構造、全館スプリンクラー設備、消火栓、非常通報装置設置
- ・防災訓練 年2回の総合消防訓練、その他年10回の防災訓練実施
- ・防火責任者 伊藤貴俊 甲種防火管理者講習過程終了第11575号

14 事業者の解約権

本契約を継続しがたいほどの背信行為とは以下のような場合です。

- (1)事業者(管理者・職員)に対する身体的暴力(身体的な力を使って危険を及ぼす行為)
- (2)事業者(管理者・職員)に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
- (3)事業者(管理者・職員)に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為)
- (4)介護サービス提供拒否、事業者からの連絡に応じない等、事業運営を著しく阻害し、信頼関係を築くことが出来ない行為
- (5)事業者(管理者・職員)或いは他の利用者に対する故意な法令違反その他著しく常識を逸脱する行為

15 サービス内容に関する相談・苦情

- * 当施設利用者相談・苦情窓口 (受付時間 月～金曜日 10:00～17:00)
川越キングス・ガーデン事務室 電話番号：049-232-5155

- * 埼玉県国民健康保険連合会 苦情相談窓口 048-824-2568

- * 各市区町村の介護保険課

- * 第三者委員 町田 さとみ 049-224-7594
石井 陵太 048-781-3226

16 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 キングス・ガーデン埼玉

代表者役職・氏名 理事長 片岡 正雄

本部所在地・電話番号 埼玉県川越市大字天沼新田字水窪 247 番地 2 TEL049-232-5155

定款に定めた事業	1	特別養護老人ホーム
	2	軽費老人ホーム（ケアハウス）
	3	老人デイサービス事業
	4	老人短期入所事業
	5	老人居宅介護等事業
	6	老人介護支援センター
	7	障害者福祉サービス
	8	地域包括支援センター
	9	生計困難者に対する相談援助支援

施設・拠点	特別養護老人ホーム	3 箇所
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	2 箇所
	短期入所生活介護	3 箇所
	通所介護	2 箇所
	訪問介護	2 箇所
	地域包括支援センター	2 箇所
	在宅介護支援センター	2 箇所
	居宅介護支援事業	4 箇所